

2024年10月31日(木)
愛知県県民文化局統計課
人口統計グループ
担当 荒川、林
内線 2335、2345
ダイヤル 052-954-6116

この資料の内容は県統計課Webサイトで御覧になれます。
<https://www.pref.aichi.jp/site/aichitoukei/>

あいちの住宅・土地

令和5年住宅・土地統計調査

—住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果—

(2023年10月1日現在)

この資料は、2024年9月25日に総務省統計局が公表した「令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果」の愛知県分を取りまとめたものです。

目次

調査結果の概要

1	総住宅数と総世帯数	6
2	空き家	7
3	住宅の建て方	9
4	住宅の構造	10
5	住宅の所有の関係	11
6	住宅の規模	11
7	高齢者等のための設備	12
8	現住居以外の住宅を所有している世帯	12
9	市町村別結果—空き家	13

付表(12表)

その他の調査結果は、『令和5年住宅・土地統計調査 調査の結果』を御参照ください。
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>

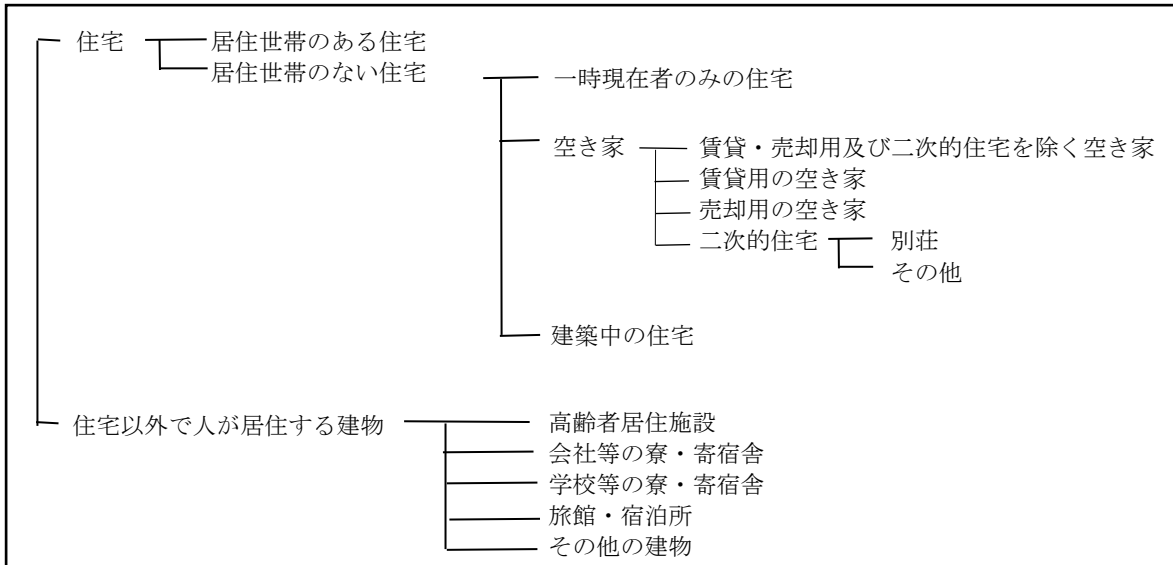
愛知県県民文化局県民生活部統計課

統計表利用上の注意

1. 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
 - ・全国、都道府県、名古屋市は、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章
 - ・その他市町村は、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章
2. 統計表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
3. 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。
 - ・「-」は、該当数値がないもの又は数字が得られないものを示す。
 - ・「0」は、集計した数値が表章単位に満たないものを示す。
4. 市町村の結果については、市及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としているため、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村は表章していない（人口は令和2年国勢調査時点）。

用語の解説

《住宅》



住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室
 - ②専用の炊事用流し(台所)
 - ③専用のトイレ
 - ④専用の出入口
- } . . . 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。
- 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅

なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

区分		内容
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など(注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。)
	賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
	売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
	二次的住宅	別荘
その他		ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
建築中の住宅		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの) なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。 また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	一つの建物が1住宅であるもの
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。
共同住宅	一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。
その他	上記のどれにも当てはまらないもの 例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。

区分		内容
木造		建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの
非木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの
	鉄骨造	建物の骨組みが鉄骨造(柱・はりが鉄骨のもの)のもの
	その他	上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

住宅の所有の関係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。

区分		内容
持ち家		そこに居住している世帯が全部又は一部を所有している住宅 最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。 また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
借家	公営の借家	都道府県・市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているもの。
	都市再生機構(UR)・公社の借家	都市再生機構(UR)又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。 いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているもの。
	民営借家	「公営の借家」、「都市再生機構(UR)・公社の借家」又は「給与住宅」のいずれにも該当しない賃貸住宅
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅。いわゆる「社宅」、「公務員住宅」などと呼ばれているもの。 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む

住宅の居住室数及び居住室の畳数

(1) 居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

ただし、ダイニング・キッチン(食事室兼台所)は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合は居住室とした。

また、同居世帯がある場合には、その世帯が使用している居住室も室数に含めた。

(2) 居住室の畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積(居住面積)

人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、階段、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

区分	内容
高齢者等のための設備がある	
手すりがある	高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合 また、手すりの設置場所について、次のとおり区分した。 (1) 玄関、(2) トイレ、(3) 浴室、(4) 脱衣所、 (5) 廊下、(6) 階段、(7) 居住室、(8) その他
またぎやすい高さの浴槽	浴槽のまたぎ込みの高さ(洗い場から浴槽の縁までの高さ)が高齢者や障がい者に配慮されている場合 なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。
浴室暖房乾燥機	浴室内の天井または壁に設置されている暖房機能を有する浴室乾燥機が設置されている場合
廊下などが車いすで通行可能な幅	廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合
段差のない屋内	高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合 なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含まない。
道路から玄関まで車いすで通行可能	敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合 なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路(スロープ)などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。
高齢者等のための設備がない	

《世帯》

主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

《現住居以外に所有する住宅》

現住居以外に所有する住宅

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅又は住宅以外の建物のほかに所有している住宅(共有の場合を含む。)をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその住宅の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の住宅について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

ただし、一時現在者のみの住宅(昼間だけ使用している住宅や、何人かの人が交代で寝泊まりしている住宅)及び建築中の住宅は除いた。

現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

区分	内容
居住世帯のある住宅	ふだん人が居住している住宅
親族居住用	住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅
貸家用	賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のある住宅 また、貸別荘は便宜ここに含めた。
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のある住宅 例えば、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
その他	上記以外で居住世帯のある住宅 例えば、取り壊す予定としている住宅や無償で譲渡する予定にしている住宅であるが、転居先の住宅が完成していないなどで、まだ居住世帯がある住宅
居住世帯のない住宅 (空き家)	ふだん人が居住しておらず、空き家となっている住宅
貸家・売却用及び二次的住宅・別荘用を除く空き家	賃貸用、売却用及び二次的住宅・別荘用以外で空き家になっている住宅 例えば、転勤などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、使用目的がない住宅など
貸家用	賃貸を目的に所有している住宅で居住世帯のない住宅
売却用	売却することを目的としている住宅で居住世帯のない住宅
二次的住宅・別荘用	残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅

調査結果の概要

1 総住宅数と総世帯数

総住宅数は366万4700戸、2018年から5.3%の増加、1世帯当たりの住宅数は1.13戸

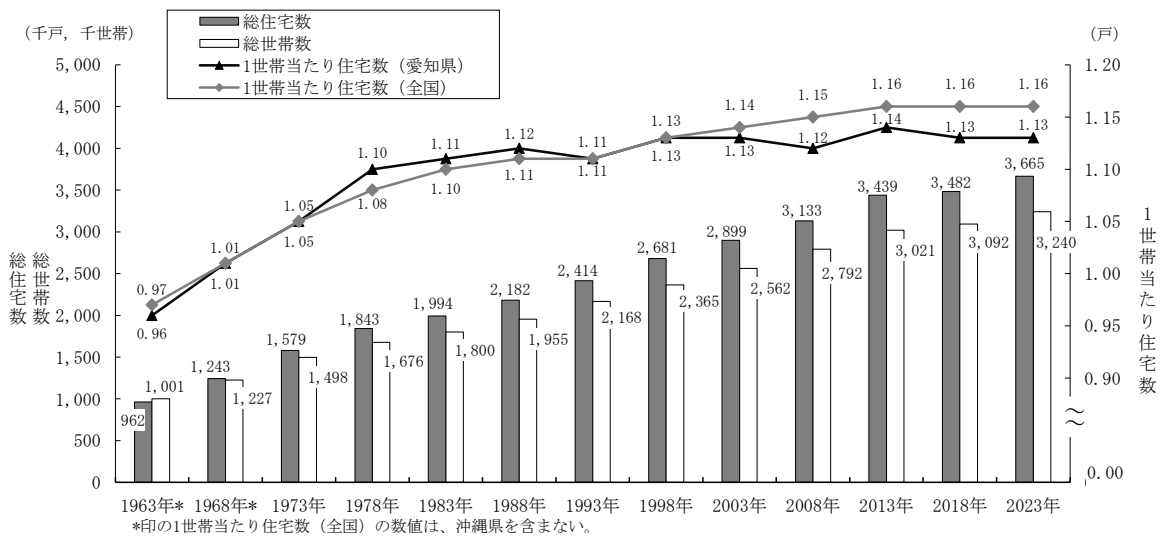
2023年10月1日現在における愛知県の総住宅数は366万4700戸、総世帯数は324万世帯であり、2018年と比べ、総住宅数は18万2900戸(5.3%)の増加、総世帯数は14万7800世帯(4.8%)の増加となっている。

総住宅数と総世帯数の推移をみると、共に一貫して増加が続いており、過去最多となっている。

1世帯当たりの住宅数について、1963年は総世帯数が総住宅数を上回っていたが、1968年に逆転し、その後は総住宅数が総世帯数を上回っており、2023年は1.13戸で2018年と同水準となっている。

<図1、付表1-1>

図1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移—愛知県（1963年～2023年）



総住宅数の多さは全国で4番目

総住宅数を都道府県別にみると、東京都が820万1400戸と最も多く、次いで大阪府(492万8600戸)、神奈川県(476万5000戸)、愛知県(366万4700戸)の順で、愛知県は4番目の多さとなっている。

<表1、付表1-2>

表1 総住宅数—総住宅数の多い都道府県（2018年、2023年）
(単位：戸)

		2023年	2018年
1	東京都	8,201,400	7,671,600
2	大阪府	4,928,600	4,680,200
3	神奈川県	4,765,000	4,503,500
4	愛知県	3,664,700	3,481,800
5	埼玉県	3,555,100	3,384,700
6	千葉県	3,191,100	3,029,800
7	北海道	2,888,500	2,807,200
8	兵庫県	2,798,000	2,680,900
9	福岡県	2,703,300	2,581,200
10	静岡県	1,774,100	1,714,700

2 空き家

空き家数は43万3000戸と1963年以降最多、空き家率は11.8%で2018年から0.5ポイント上昇

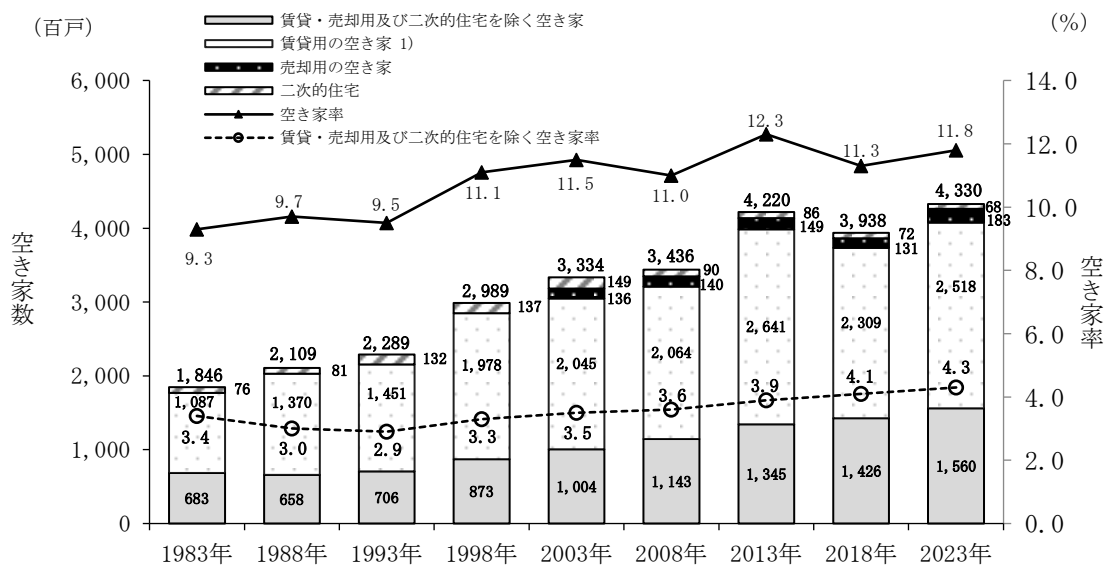
総住宅数のうち、空き家は43万3000戸と、2018年（39万3800戸）と比べ、3万9200戸の増加で1963年以降最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は11.8%と、2018年（11.3%）から0.5ポイント上昇している。

空き家数の推移をみると、2013年まで一貫して増加していたが、2018年に減少し、2023年に再び増加しており、1993年から2023年までの30年間で約1.9倍となっている。

空き家数のうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は15万6000戸と、2018年と比べ、1万3400戸の増加となっており、総住宅数に占める割合は4.3%となっている。

<図2-1、付表1-1>

図2-1 空き家数及び空き家率の推移—愛知県（1983年～2023年）

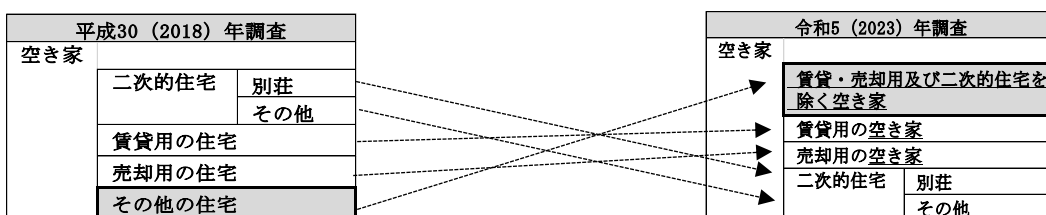


1) 1983年から1998年までは、「賃貸用の空き家」に「売却用の空き家」を含む。

○空き家の種類と説明

空き家の種類	説明	
賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家	賃貸用の空き家、売却用の空き家及び二次的住宅以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など (注：空き家の種類の判断が困難な住宅を含む。)	
賃貸用の空き家	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅	
売却用の空き家	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅	
二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
	その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

今回の調査結果では、空き家の種類について以下のとおり名称及び表記順の整理を行った。



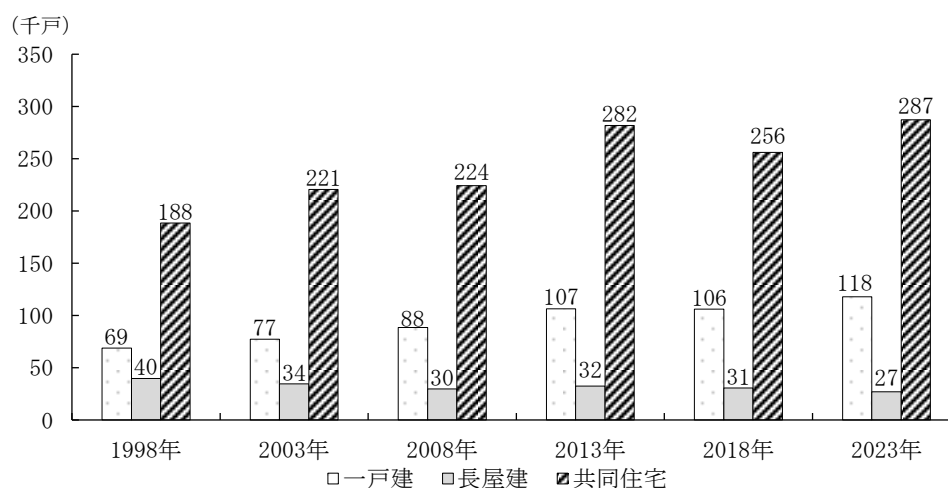
共同住宅の空き家数は2018年から3万1200戸（12.2%）の増加

空き家を建て方別にみると、一戸建が11万7800戸（空き家総数に占める割合27.2%）、長屋建が2万6800戸（同6.2%）、共同住宅が28万7200戸（同66.3%）となっている。

2018年と比べると、一戸建ての空き家数は1万1800戸（11.1%）増加し、長屋建の空き家数は3700戸（12.1%）減少し、共同住宅の空き家数は3万1200戸（12.2%）増加している。

<図2-2、付表2>

図2-2 建て方別空き家数の推移—愛知県（1998年～2023年）



空き家率の低さは全国で5番目

空き家率を都道府県別にみると、埼玉県が9.3%と最も低く、次いで沖縄県（9.4%）、神奈川県（9.8%）、東京都（10.9%）、愛知県（11.8%）の順で、愛知県は5番目の低さとなっている。

また、空き家のうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率」は、東京都が2.6%と最も低く、次いで神奈川県（3.2%）、埼玉県（3.8%）、沖縄県（4.0%）、愛知県（4.3%）の順で、愛知県は5番目の低さとなっている。

<表2-1、表2-2、付表1-2>

表2-1 空き家率の低い都道府県（2018年、2023年）

(単位：%)

		2023年	2018年
1	埼玉県	9.3	10.2
2	沖縄県	9.4	10.4
3	神奈川県	9.8	10.8
4	東京都	10.9	10.6
5	愛知県	11.8	11.3
6	滋賀県	12.3	13.0
6	千葉県	12.3	12.6
8	福岡県	12.4	12.7
8	宮城県	12.4	12.0
10	京都府	13.1	12.8
	全国	13.8	13.6

表2-2 賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率の低い都道府県（2018年、2023年）

(単位：%)

		2023年	2018年
1	東京都	2.6	2.3
2	神奈川県	3.2	3.3
3	埼玉県	3.8	3.7
4	沖縄県	4.0	4.1
5	愛知県	4.3	4.1
6	大阪府	4.6	4.5
6	宮城県	4.6	4.6
6	福岡県	4.6	4.9
9	千葉県	5.0	4.8
10	北海道	5.6	5.6
	全国	5.9	5.6

「3 住宅の建て方」～「7 高齢者等のための設備」では、住宅の中でも「居住世帯のある住宅」321万1300戸について、住宅の状況を記載する。

3 住宅の建て方

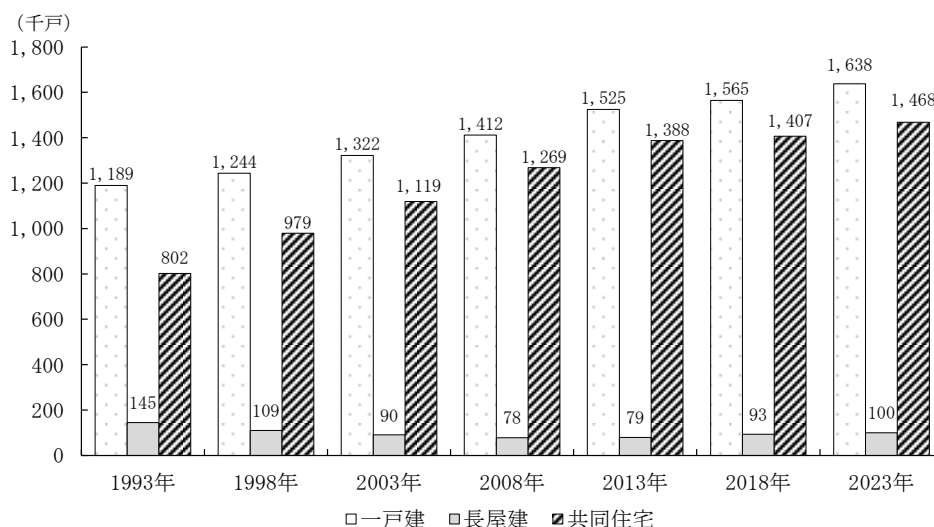
共同住宅はこの30年間で約1.8倍の増加

居住世帯のある住宅（以下「住宅」という。）は321万1300戸となっており、これを建て方別にみると、一戸建が163万8000戸（住宅全体に占める割合51.0%）、長屋建が9万9900戸（同3.1%）、共同住宅が146万8100戸（同45.7%）となっている。

一戸建及び共同住宅の住宅数の推移をみると、共に一貫して増加しており、なかでも共同住宅は1993年から2023年までの30年間で約1.8倍増加している。

＜図3-1、付表3-1＞

図3-1 住宅の建て方別住宅数の推移—愛知県（1993年～2023年）



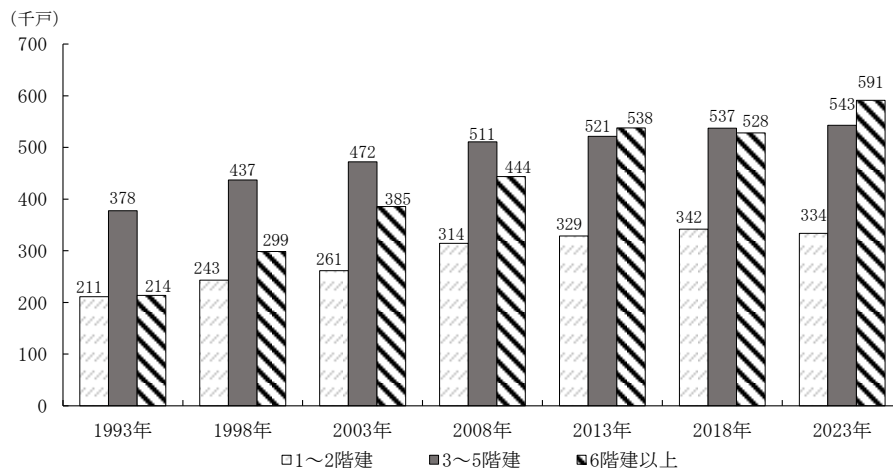
6階建以上の共同住宅は40.3%

共同住宅について建物全体の階数別にみると、「1～2階建」が33万3900戸（共同住宅の総数に占める割合22.7%）、「3～5階建」は54万3000戸（同37.0%）、「6階建以上」は59万1200戸（同40.3%）となっている。また、「6階建以上」の共同住宅のうち、「11階建以上」は24万7800戸（同16.9%）、「15階建以上」は6万9400戸（同4.7%）となっている。

2018年と比べると、「6階建以上」の共同住宅は6万3300戸（12.0%）増加している。

＜図3-2、付表3-1＞

図3-2 共同住宅の階数別住宅数の推移—愛知県（1993年～2023年）

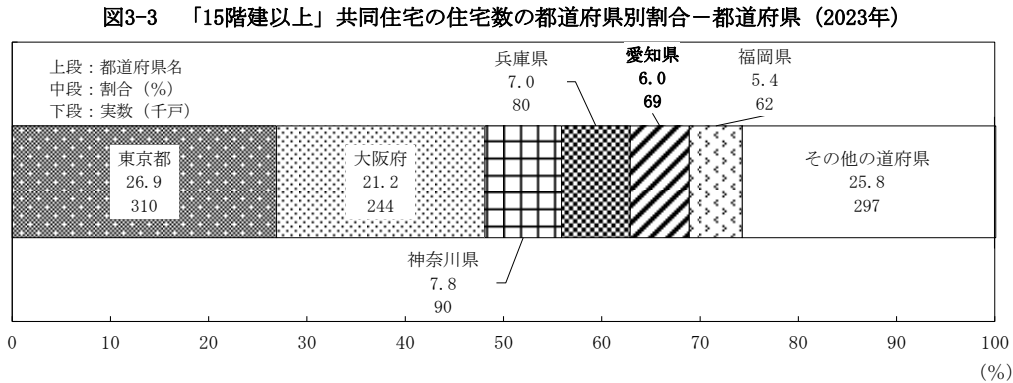


「15階建以上」の共同住宅の多さは全国で5番目

「15階建以上」の共同住宅を都道府県別にみると、東京都が30万9900戸と最も多く、次いで大阪府（24万3800戸）、神奈川県（8万9800戸）、兵庫県（8万100戸）、愛知県（6万9400戸）の順で、愛知県は5番目の多さとなっている。

また、6番目に多い福岡県の6万1600戸を含め、この6都府県で全国の「15階建以上」の共同住宅の7割以上を占めている。

<図3-3、付表3-2>



4 住宅の構造

住宅の非木造化が進行、この30年間で非木造の割合が39.9%から53.1%に増加

住宅の構造を建て方別にみると、一戸建は木造が131万9500戸（80.6%）となっており、一戸建全体の約8割を占めている。長屋建は木造が6万4000戸（64.1%）となっており、長屋建全体の約6割を占めている。これに対し、共同住宅は非木造が134万8400戸（91.8%）となっており、共同住宅全体の9割以上を占め、建て方により構造が大きく異なっている。

また、住宅の構造別割合の推移をみると、1993年から2023年までの30年間で住宅全体に占める非木造の割合が39.9%から53.1%に増加している一方、木造の割合が60.1%から46.9%に減少しており、住宅の非木造化が進行している。

<図4-1、図4-2、付表4-1、付表4-2>

図4-1 住宅の建て方、構造別割合—愛知県（2023年）

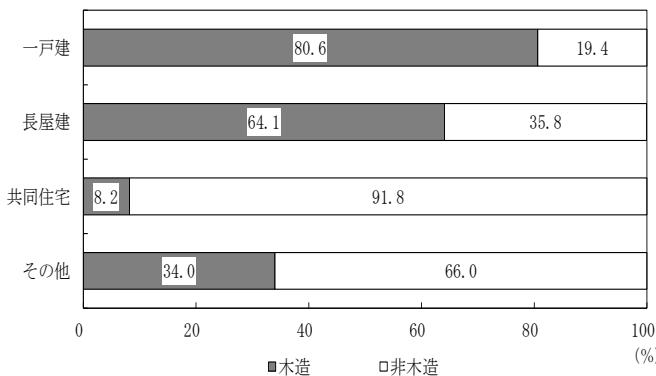
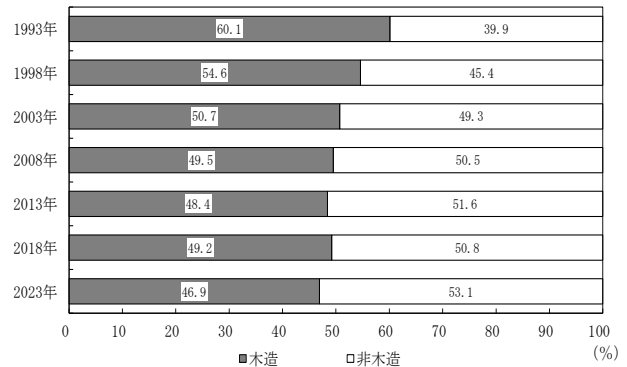


図4-2 住宅の構造別割合の推移—愛知県（1993年～2023年）



5 住宅の所有の関係

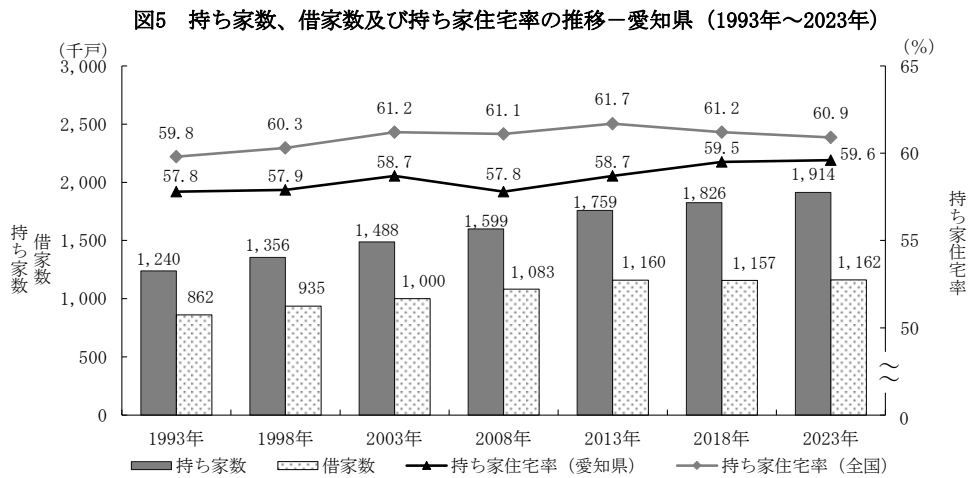
持ち家は191万3500戸、持ち家住宅率は59.6%

住宅を所有の関係別にみると、持ち家が191万3500戸で、住宅全体に占める持ち家住宅の割合（以下「持ち家住宅率」という。）は59.6%となっており、2018年と比べ、0.1ポイント上昇している。

持ち家住宅率の推移をみると、2008年に減少したが、2013年以降増加している。

また、借家は116万2000戸で、住宅全体に占める割合は36.2%となっており、2018年と比べ、1.5ポイント低下している。借家の内訳をみると、「民営借家」が92万4700戸（住宅全体に占める割合28.8%）と最も多く、次いで「公営の借家」が11万300戸（同3.4%）、「給与住宅」が8万5100戸（同2.7%）、「都市再生機構（UR）・公社の借家」が4万2000戸（同1.3%）となっている。

<図5、付表5>



6 住宅の規模

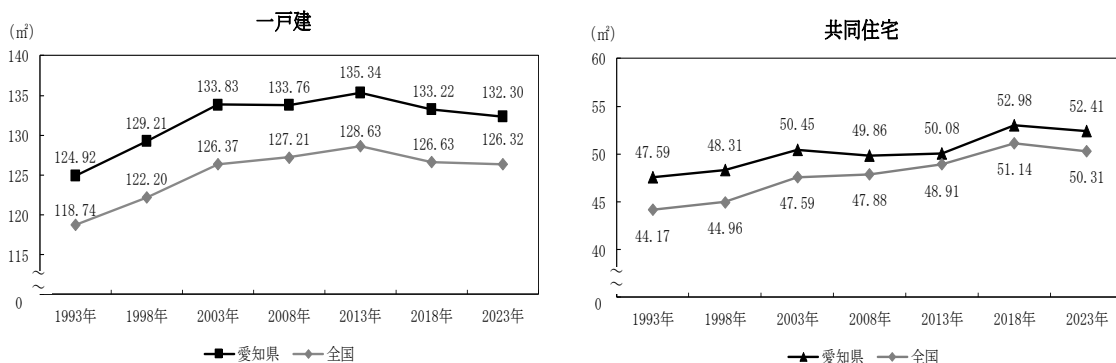
一戸建、共同住宅の延べ面積は、共に減少

住宅のうち居住専用に建築された住宅（以下「専用住宅」という。）について、1住宅当たりの住宅の規模をみると、居住室数は4.36室、居住室の畳数は33.92畳、延べ面積（居住室のほか玄関、トイレ、台所などを含めた住宅の床面積の合計）は93.69㎡で、1人当たり居住室の畳数は14.61畳、1室当たり人員は0.53人となっている。

2018年と比べると、1住宅当たり延べ面積は一戸建、共同住宅共に減少している。

<図6、付表6>

図6 専用住宅の建て方別1住宅当たり延べ面積の推移—愛知県（1993年～2023年）



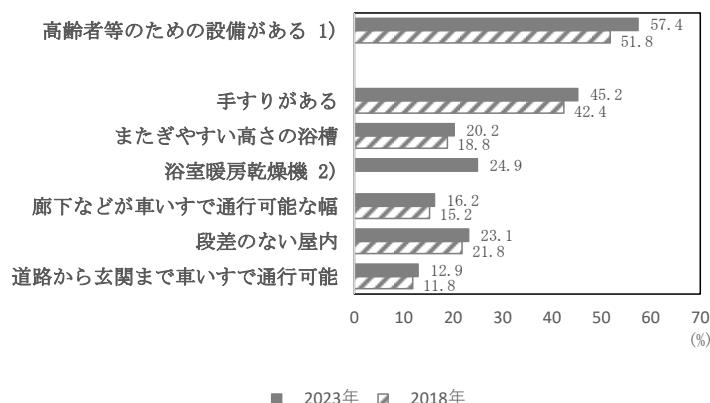
7 高齢者等のための設備

高齢者等のための設備がある住宅は住宅全体の57.4%、2018年から5.6ポイントの上昇

高齢者等のための設備がある住宅は184万2100戸で、住宅全体の57.4%となっており、2018年と比べ5.6ポイント上昇している。住宅の設備状況の割合をみると、「手すりがある」が45.2%、「またぎやすい高さの浴槽」が20.2%、「廊下などが車いすで通行可能な幅」が16.2%、「段差のない屋内」が23.1%、「道路から玄関まで車いすで通行可能」が12.9%となっており、いずれも2018年と比べ増加している。

<図7、付表7>

図7 高齢者等のための設備状況別住宅数の割合—愛知県（2018年、2023年）



- 2023年 □ 2018年
- 1) 複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。
2) 「浴室暖房乾燥機」は2023年調査から回答選択肢に追加

8 現住居以外の住宅を所有している世帯

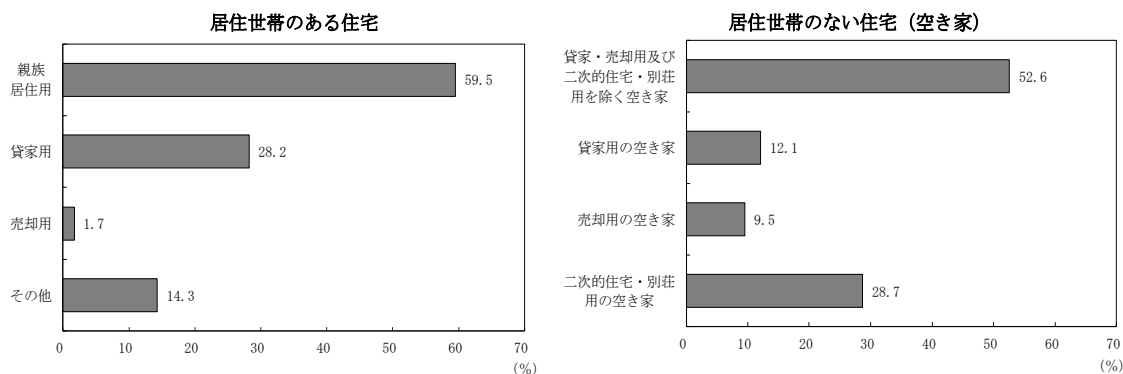
現住居以外の住宅を所有している主世帯は8.0%、うち空き家を所有している世帯は2.2%

主世帯のうち、現住居以外の住宅を所有している世帯は25万7500世帯（主世帯全体に占める割合8.0%）となっている。このうち、居住世帯のある住宅を所有している世帯は20万7000世帯（同6.4%）、居住世帯のない住宅（空き家）を所有している世帯は7万1900世帯（同2.2%）となっている。

世帯が所有する居住世帯のある住宅の主な用途別割合をみると、「親族居住用」が59.5%と最も高くなっている。また、世帯が所有する居住世帯のない住宅（空き家）の主な用途別割合をみると、「貸家・売却用及び二次的住宅・別荘用を除く空き家」が52.6%と最も高くなっている。

<図8、付表8>

図8 現住居以外に所有する住宅の主な用途別主世帯数の割合—愛知県（2023年）



注1 複数の住宅を所有する場合、それぞれの住宅の主な用途について世帯を計上している。

注2 居住世帯のある住宅を所有している世帯総数、居住世帯のない住宅（空き家）を所有している世帯総数のそれぞれに占める用途別の割合

9 市町村別結果—空き家

県内市町村の空き家率をみると、東郷町が6.2%と最も低く、次いで幸田町（7.9%）及び高浜市（7.9%）、知立市（8.3%）及び安城市（8.3%）の順となっており、一方、高い方をみると、常滑市（16.5%）、豊山町（17.2%）、美浜町（19.8%）、新城市（21.2%）の順となっており、南知多町が22.7%と最も高くなっている。 <表9-1、付表9>

表9-1 空き家率(低い順)、空き家数—市町村（2018年、2023年）

(単位：％、戸、ポイント)

順位	愛知県	2023年		2018年		2018年との比較	
		空き家率	空き家数	空き家率	空き家数	増減	増減数
						空き家率	空き家数
		11.8	433,000	11.3	393,800	0.5	
1	東郷町	6.2	1,150	8.6	1,570	△ 2.4	△ 420
2	幸田町	7.9	1,320	6.3	1,020	1.6	300
2	高浜市	7.9	1,590	8.4	1,710	△ 0.5	△ 120
4	知立市	8.3	2,840	9.8	3,220	△ 1.5	△ 380
4	安城市	8.3	6,590	7.0	5,350	1.3	1,240
46	常滑市	16.5	4,900	13.7	3,660	2.8	1,240
47	豊山町	17.2	1,380	12.5	1,010	4.7	370
48	美浜町	19.8	2,240	18.9	2,060	0.9	180
49	新城市	21.2	4,370	15.7	3,060	5.5	1,310
50	南知多町	22.7	1,860	21.6	1,760	1.1	100

県内市町村の「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率」をみると、幸田町が1.5%と最も低く、次いで長久手市（1.6%）、みよし市（2.1%）、安城市（2.3%）、大口町（2.5%）の順となっており、一方、高い方をみると、東海市（7.8%）、美浜町（8.8%）、武豊町（9.8%）、新城市（11.1%）の順となっており、南知多町が15.2%と最も高くなっている。 <表9-2、付表9>

表9-2 賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率(低い順)、同空き家数—市町村（2018年、2023年）

(単位：％、戸、ポイント)

順位	愛知県	2023年		2018年		2018年との比較	
		空き家率 1)	空き家数 2)	空き家率 1)	空き家数 2)	増減	増減数
						空き家率 1)	空き家数 2)
		4.3	156,000	4.1	142,600	0.2	13,400
1	幸田町	1.5	260	3.1	500	△ 1.6	△ 240
2	長久手市	1.6	470	1.7	480	△ 0.1	△ 10
3	みよし市	2.1	560	5.4	1,350	△ 3.3	△ 790
4	安城市	2.3	1,820	2.2	1,710	0.1	110
5	大口町	2.5	270	3.0	250	△ 0.5	20
46	東海市	7.8	4,220	3.4	1,690	4.4	2,530
47	美浜町	8.8	990	6.7	730	2.1	260
48	武豊町	9.8	1,990	3.1	570	6.7	1,420
49	新城市	11.1	2,290	9.3	1,810	1.8	480
50	南知多町	15.2	1,250	13.5	1,100	1.7	150

1) 賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率

2) 賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家数

注) 市及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象としているため、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村は表章していない。